

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	うるま市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和8年5月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法により、生活に困窮する国民(行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護の対象者を含む)に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。</p> <p>福祉事務所は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">生活保護の実施生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答生活保護の申請に係る事実についての審査職権による生活保護の開始若しくは変更生活保護の停止若しくは廃止就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答保護に要する費用の返還徴収金の徴収医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 <ul style="list-style-type: none">生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認の管理医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">生活保護システム ふれあい番号連携サーバ中間サーバ統合専用端末医療保険者向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条1項及び別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none">実施する実施しない未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (情報照会の根拠)第42項、第43項、第161項、第162項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保護課
②所属長の役職名	保護課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務課（沖縄県うるま市みどり町1-1-1 TEL:098-973-0606）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市福祉事務所保護課（沖縄県うるま市みどり町1-1-1 TEL:098-979-6552）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、住所を含む3情報による照会を行い、マイナンバーの紐づけは複数人での確認を行い記録に残している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧、利用が可能となるようアクセス制限を実施している。また、各職員が閲覧等できる特定個人情報は担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。よって目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う業務 ②事務の概要	うるま市では、生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、保護(生活扶助・住宅扶助・教育扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助)の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務を行います。	生活保護法により、生活に困窮する国民(行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護の対象者を含む)に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 福祉事務所は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 保護に要する費用の返還 8 徴収金の徴収	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年7月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う業務 ③システムの名称	1 生活保護支援システム(LIPLAS) 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1 生活保護支援システム(LIPLAS) 2 番号連携サーバ 3 中間サーバ	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、第2項 別表第一第15項	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	なし	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第15条	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	なし	3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日うるま市条例第36号)第4条第1項 別表第1第2項	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年7月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第38項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠)第26項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) 第19条 3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日うるま市条例第36号)第4条第2項 別表第2第2項	事前	情報連携根拠法令修正のため
平成29年7月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成30年6月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月5日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月30日	IV リスク対策 1~9. 表紙 公表日	なし	新設「IV リスク対策」の追加記載 令和元年5月24日	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1 生活保護支援システム(LIPLAS)	1 生活保護システム(PLANETS)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月5日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月5日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施
令和2年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	保護評価の再実施
令和2年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第38項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第99項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠)第26項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条 3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日うるま市条例第36号)第4条第2項 別表第2第2項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項第9項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第42項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第119項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠)第26項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条 3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日うるま市条例第36号)第4条第2項 別表第2第2項	事後	情報連携根拠法令修正のため
令和3年6月8日	表紙 公表日	2020/6/17	2021/6/18	事後	時点修正(重要な変更)に当たらない
令和3年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更)に当たらない
令和4年6月17日	表紙 公表日	2021/6/18	2022/6/17	事後	時点修正(重要な変更)に当たらない
令和4年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更)に当たらない
令和5年6月16日	表紙 公表日	2022/6/17	2023/6/16	事後	時点修正(重要な変更)に当たらない
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更)に当たらない
令和5年6月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保護課長 池原 善達	保護課長	事後	時点修正(重要な変更)に当たらない
令和5年6月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	うるま市役所総務部総務課	うるま市役所総務部総務政策課	事後	時点修正(重要な変更)に当たらない
令和6年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更)に当たらない
令和6年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、第2項 別表第一第15項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第15条 3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日うるま市条例第36号)第4条第1項 別表第1第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条1項及び別表23の項	事前	時点修正(重要な変更)に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「生活保護関係情報」が含まれる項第9項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第42項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第119項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠)第26項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第19条 3 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日うるま市条例第36号)第4条第2項 別表第2第2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (情報照会の根拠)第42項、第43項	事前	時点修正(重要な変更にならない)
令和6年12月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 生活保護システム(PLANETS) 2 番号連携サーバ 3 中間サーバ	1 生活保護システム(PLANETS)→(生活保護システム ふれあい) 2 番号連携サーバ 3 中間サーバ	事前	時点修正(重要な変更にならない)
令和6年12月25日	IVリスク対策 8、11	なし	追加記載	事前	時点修正(重要な変更にならない)
令和8年5月7日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法により、生活に困窮する国民(行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護の対象者を含む)に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 福祉事務所は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 保護に要する費用の返還 8 徴収金の徴収	生活保護法により、生活に困窮する国民(行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護の対象者を含む)に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 福祉事務所は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 保護に要する費用の返還 8 徴収金の徴収 9 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバ等における資格確認の管理 ・医療保険者等向け中間サーバ等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号の取得等	事前	
令和8年5月7日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 生活保護システム(PLANETS)→(生活保護システム ふれあい) 2 番号連携サーバ 3 中間サーバ	1 生活保護システム ふれあい 2 番号連携サーバ 3 中間サーバ 4 統合専用端末 5 医療保険者向け中間サーバ	事前	
令和8年5月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (情報照会の根拠)第42項、第43項、第162項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠)第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (情報照会の根拠)第42項、第43項、第161項、第162項	事前	
令和8年5月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	うるま市役所総務部総務政策課	うるま市役所総務部総務課	事後	
令和8年5月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	